

注記 1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、一般債権については徴収不能実績率等により、徴収不能懸念債権については個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

退職給与引当金

①私立大学退職金財団に加入している者については、期末要支給額

355,933,300円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額318,446,119円を計上している。

②埼玉県私学教職員福祉財団に加入している者については、期末要支給額228,006,900円から埼玉県私学教職員福祉財団よりの交付金相当額174,057,000円を控除し、交付金の累積額を加算した金額69,988,892円を計上している。

③私立大学退職金財団及び埼玉県私学教職員福祉財団に加入していない者については、期末要支給額23,268,338円の100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法に基づく原価法である。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は純額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 6,245,978,677円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 3,950,818円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地	2,026,213,000円
建物	1,707,573,095円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 424,166,276円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報 別紙に表記する

9. 重要な偶発債務 該当なし

10. 子法人に関する事項 該当なし

11. 学校法人の出資による会社に係る事項 該当なし

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項 該当なし

13. 学校法人間の財務取引 該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

別紙1-(1)

(2) デリバティブ取引

該当なし

(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外
ファイナンス・リース取引

① 平成21年4月1日以降に開始したリース取引

<u>リース資産の種類</u>	<u>リース料総額</u>	<u>未経過リース料期末残高</u>
-----------------	---------------	--------------------

教育研究用機器備品	14,043,060円	9,881,060円
-----------	-------------	------------

管理用機器備品	5,314,740円	2,022,590円
---------	------------	------------

(4) 純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支を相殺した科目及び金額は次のとおりである。

別紙1-(2)